

福島市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 19 号

福島市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

福島市こども発達支援センター条例（昭和48年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「項」の次に「及び第43条」を加える。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 児童発達支援（法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。ただし、同条同項に規定する治療を除く。）に関する
こと。

第3条第3号中「発達支援（発達障害者支援法第2条第4項に規定する発達支援をいう。）」を「発達支援センターの設置の目的を
達成するため」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 居宅訪問型児童発達支援（法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）に関する
こと。

(3) 保育所等訪問支援（法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）に関する
こと。

第8条各号列記以外の部分及び同条第1号を次のように改める。

発達支援センターの利用者は、次に掲げる額を納付しなければならない。

(1) 法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児通
所支援に要した費用（同条第1項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に障害児通所支援に要した費
用の額）及び同条第1項に規定する通所特定費用の額の合計額

第8条第2号中「療育」の次に「等」を加える。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福島市こども発達支援センター条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、改正後の福島市こども発達支援センター条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。